大阪府後援名義使用承認等申請における手続き書類について（ご案内）

（福祉部子ども家庭局関係）

１．福祉部子ども家庭局に関する事業に対する大阪府後援名義使用承認及び知事賞交付の承認（以下、「後援名義使用承認等」という。）を受けるには、次の書類を後援名義等の使用開始　希望日の１か月前までに提出してください。

1. 大阪府後援名義使用承認等申請書（福祉部子ども家庭局関係）（様式１－１）
2. 主催団体の概要（様式１－２）※主催団体の概要がわかる資料で代用可
3. 事業計画書、開催要項、企画書、プログラム、チラシ等事業の内容を明らかにする書類
4. 収支予算書

（５） 規約・会則・定款・寄付行為等

（６） 役員名簿（役員の氏名・ふりがな、役職を明記したもの）

【知事賞の交付を希望する場合】

（７）知事賞選考にかかる審査基準（審査項目（審査の視点）、審査（選考）方法を明らかにする書類）

（８）知事賞選考にかかる審査委員名簿（委員の氏名、現所属、役職を明記）

２．書類等を審査の上、申請のあった事業の目的及び内容が児童・ひとり親・家庭福祉の向上、結婚支援、青少年の健全育成等に広く寄与すると認められる場合、後援名義等の使用を承認します。

３．知事賞交付の承認を受けた場合は、知事賞の受賞者決定後、速やかに大阪府知事賞受賞者報告書（福祉部子ども家庭局関係）（様式２）を提出してください。

４．後援名義使用承認等を受けた場合は、対象となる事業終了後、速やかに次の書類を提出してください。

（１）大阪府後援名義使用承認等事業報告書（福祉部子ども家庭局関係）（様式３）

（２）収支決算書

（３）当日プログラム、ポスター、チラシ等

（４）実施状況写真等（事業開催状況が確認できるもの、大会当日に知事賞の受賞者が決定した場合は、審査委員会の審査状況及び知事賞受賞作品がわかるもの）

５．事業内容等に変更がある場合は、後援名義使用承認の変更申請書（福祉部子ども家庭局　関係）（様式４）をご案内いたしますので、速やかにご連絡ください。

|  |
| --- |
| 大阪府では、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現を目指しています。事業の実施に当たっては、すべての人の人権が尊重されるよう配慮をお願いします。（後援名義使用承認等事業において、チラシ等に不適切な表現がなされた事例がありました。） |

* 裏面、留意事項も合せてご確認ください。

大阪府後援名義使用承認等申請における留意事項

（福祉部子ども家庭局関係）

大阪府後援名義使用承認等の申請をされる方は、次の点に留意して書類等を作成してください。

1. 大阪府後援名義使用承認等申請書（福祉部子ども家庭局関係）（様式１－１）について
	1. 申請者名は本名を記入してください（芸名や雅号は不可）
	2. 誓約事項の欄をご確認いただき、該当する場合は必ずレ点チェックを記入してください。
	3. 上記留意点を満たしていない申請及び添付書類の不足している申請は受け付けることが　　できません。
2. 大阪府知事賞受賞者報告書（福祉部子ども家庭局関係）（様式２）及び大阪府後援名義使用承認等事業報告書（福祉部子ども家庭局関係）（様式３）について
	1. 大阪府知事賞受賞者報告書（青少年関係福祉部子ども家庭局関係）は知事賞の受賞者決定後、大阪府後援名義使用承認等事業報告書（福祉部子ども家庭局関係）は　　事業終了後、それぞれ速やかに提出してください。

（提出がない場合、同団体が主催する別事業や、次年度以降の同事業に対する大阪府　　後援名義使用承認等の申請は承認できません。）

* 1. 添付書類の未提出及び不備により、事業の実施が確認できない場合は、承認を取り消す　　場合があります。
	2. 写真は、事業の実施が確認できるよう、複数枚添付してください。そのうち少なくとも１枚は　　事業名の写った写真を添付してください。